小児医療福祉費支給制度（マル福・マル特）について

マル福とは，茨城県の制度です。マル特とは，東海村独自の制度です。
マル福・マル特制度は，**保険適用分の医療費に対して助成を行うもの**です。
保険適用外の費用（お子さまの定期健診や予防接種等）については助成できませんので
ご注意ください。
マル福制度には，所得制限（※裏面表参照）があります。所得の判定を行い，**所得制限内**である場合は
「マル福」と「マル特」，所得制限を越えている場合は**「マル特」のみ**となります。

１．対象者

東海村に住所があり，各健康保険に加入している乳幼児・小学生・中学生・高校生。

２．助成が受けられる期間

０歳から１８歳に達する日以降の最初の３月３１日まで。

３．申請に必要なもの

●加入している健康保険の情報がわかるもの（資格確認書・資格情報のお知らせなど）
●口座番号のわかるもの（通帳・キャッシュカードなど）
●窓口来庁者の写真つきの身分証明書
●（県外からの転入の場合）所得確認書類
●（県内からの転入の場合）医療福祉費受給者証交付状況証明書
※なお，未申告等により，所得が確認できない場合は医療福祉制度の助成は受けられません。

４．更新について

誕生日月の月末（１日生まれの方は誕生日月の前月末）に更新があります。所得不明の方を除く受給者全員に，新しい医療福祉費受給者証（以下「受給者証」）をご自宅へ郵送します。
※所得不明の方については，別途通知します。

５．受給者証について

●０歳～小学６年生の場合…外来・入院兼用の受給者証（白色）１枚を交付します。

●中学１年生～高校３年生の場合…外来用受給者証（黄色）と入院用受給者証（白色）の２枚を交付します。
※茨城県マル福制度の所得非該当者の場合は，外来・入院兼用の受給者証（黄色）１枚を交付します。

６．　医療機関にかかる場合

＜茨城県内の病院等の場合＞
「マイナ保険証・資格確認書等のいずれか」と「受給者証」を提示してください。
＜茨城県外の病院等の場合＞
茨城県外の病院等で診察を受ける場合は，「受給者証」は使用できません。
医療機関窓口では受給者証を提示せずに，自己負担金をお支払いください。後日，役場窓口へ領収書の払い戻しの申請をしてください。

７．　自己負担金について

●外来の場合…１つの医療機関で１日につき６００円までが負担の上限になります。
月２日　１，２００円が上限になります。３日目からは無料になります。
（薬局では一部負担金はありません。）
●入院の場合…１つの医療機関で１日３００円，月３，０００円が上限になります。

８．自己負担金の助成について

東海村では独自の制度で，窓口で支払った外来自己負担金も助成しております。

マル福を使用して外来で支払った自己負担金がぴったり６００円の場合には，病院を受診した月から数えて，おおむね３～４ヶ月後に指定された口座へ自動的に振込まれます。

毎月３０日振込み，休日の場合は前日振込みとなります。（金額や振込日の通知はしませんので，通帳記帳によりご確認ください。）

９．その他～こんなときは役場での手続が必要です！

☆ 健康保険の情報が変わった

保険者番号・記号・番号に変更があった場合には，「健康保険情報のわかるもの（資格確認書・資格情報のお知らせなど）」と「受給者証」を持参し，役場窓口までお越しください。

☆ 銀行口座が変わった

口座名義の変更や口座の解約，支店の統廃合等で口座情報に変更があると，医療費の払戻しが遅れることがあります。「口座情報のわかるもの（通帳・キャッシュカードなど）」と「受給者証」を持参し，役場窓口までお越しください。

☆ 受給者証を紛失してしまった

該当の方の氏名や生年月日が分かるものを持参し，役場窓口までお越しください。

☆ 転出することになった

＜茨城県内への転出の場合＞

・東海村で発行する受給者証は，転出日の前日までで利用できなくなりますので，役場へ返却するか，ご自宅で裁断し，破棄してください。

・転出の際，役場窓口にお越しいただき，「医療福祉費受給者証交付状況証明書」の交付を受け，転出先のマル福の担当へ提出してください。

＜茨城県外への転出の場合＞

・マル福制度は転出日の前日までで利用できなくなります。受給者証は役場へ返却するか，ご自宅で裁断し，破棄してください。

※転出後，東海村の受給者証をご使用になった場合は，返金していただくことになりますのでご注意ください。

表　所得制限額

合計扶養親族数	小児の父母 妊産婦又はその配偶者	母子家庭の母子 父子家庭の父子
０人	６２２万円	３０１万６，０００円
１人	６６０万円	３３９万６，０００円
２人	６９８万円	３７７万６，０００円
３人	７３６万円	４１５万６，０００円
４人	７７４万円	４５３万６，０００円
５人	８１２万円	４９１万６，０００円
扶養義務者	１，０００万円	１，０００万円

（注）扶養親族等につき，３８万円加算（当該扶養親族が，所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人の場合は４４万円加算）

※ **上記表の金額以上の所得がある場合は，東海村独自の医療費助成制度（マル特）に該当となります。**

申請をすると医療費がもどります

★下記の場合は，領収書による医療費の払い戻し申請が必要です

①入院をしたとき

払い戻される医療費：入院自己負担金…１日３００円，上限…月３，０００円，食事療養標準負担額

②県外で医療機関にかかったとき

払い戻される医療費：自己負担金（２割・３割の医療費）

③医師の指示により，補装具，弱視用のメガネ等を作成したとき

医師の指示により，補装具，メガネ等を作った場合，加入している健康保険（以下「保険者」）へ保険の適用を申請し，認定されれば，保険者負担分（医療費の７割・８割）の医療費の払い戻しが受けられます。自己負担分（医療費の２割・３割）は，役場への申請により払い戻しされます。

まず，必要書類（領収書・医師の証明書など）を揃え保険者へ申請し，「保険者からの返還金額を確認できる書類」（支給決定通知など）と，「保険者へ申請した書類の写し」を添えて役場へ申請してください。

※　限度額がありますので，全額支給されるとは限りません。

④外来の診療で６００円未満しか医療機関へ支払わなかったとき

申請をしなくても自動的に口座へ振込まれるものもありますので，下記図１をご確認ください。

※月に３日以上，同じ医療機関を受診するときは，医療機関への支払いが無料となるため，領収書が発行されない場合があります。その場合，申請は必要ありません。

※「ぴったり６００円」の場合でも，保険点数×自己負担割合（２割又は３割）の計算された金額が，四捨五入等で６００円になる場合は，「６００円未満」と判定されてしまうことがあります。

６００円未満と判定される該当の保険点数

●２割負担の方：２９８～３００点　●３割負担の方：１９９～２００点

（図１）

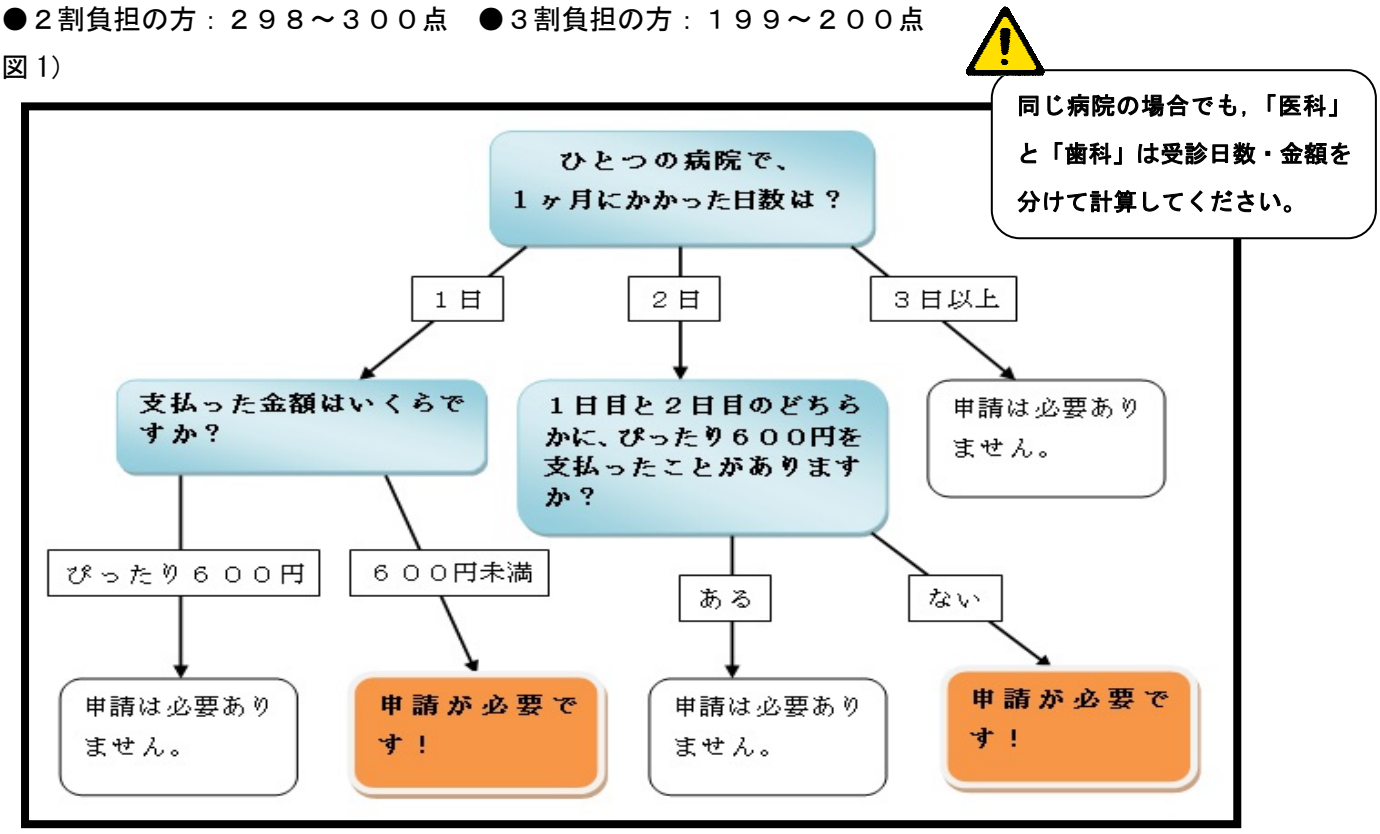

申請に必要なもの

●受給者証

●領収書の原本（日付・受診者名・保険点数等の分かるもの）

※　領収書は原則，**原本を添付してください。**

医療費控除等のために手元に残しておきたい場合は，必ず**原本とコピーをお持ちください。**

申請書へコピーを添付し，原本に医療費請求済みの印鑑を押してお返しします。

※　領収書のコピーは，必ず各自でご用意願います。役場１階売店前にも複写機（有料）がございます。

※　**高額な医療費を支払った場合**は，保険者に**高額医療費・附加給付金の申請**をした後，「払い戻しされる金額が確認できる書類」（支給決定通知など）と「領収書」を持参してください。役場からは，保険者から支給された高額医療費・附加給付金を差し引いた金額をお振り込みします。

診療月の翌月以降に申請をお願いします

払い戻しの申請の際に記入していただく申請書は，必ず１ヵ月分の領収書につき申請書を１枚記入していただきます。領収証は受給者ごとに区分けし，ひと月分にまとめた状態で持参してください。診療月から５年以内は申請が可能です。　【例】４月診療分➔５月以降に申請

こんなときは，制度が使用できない場合があります

●学校（園）等の管理下におけるけがで医療機関を受診する場合

保育所・幼稚園・こども園・小中学校・高等学校等の管理下における災害（負傷等）が原因で医療機関にかかる場合は，受給者証は提示せずに，受診してください。学校等で加入する『災害共済給付制度』が優先されるため，**マル福・マル特制度の対象とはなりません。**後日，学校等を通じて「(独)日本スポーツ振興センター」へ請求を行い，給付金の支給を受けてください。詳細については，お子さまが通う学校等にお問い合せください。

※　マル福・マル特制度と併用した場合は，村へ医療費の返還をしていただく場合があります。

〈共済給付金の一例〉

医療費総額が８，０００円で，自己負担分２，４００円（８，０００円×３割）を支払った場合

医療費総額（１０割分）	×	災害共済給付率	＝	給付金【※1】
８，０００	×	４／１０	＝	３，２００円

★実際の支払い 2,400 円に対し，見舞金として**１割分多く支給**されます。

●交通事故などの第三者によるけがの治療で医療機関を受診する場合

第三者によるけがや病気で医療機関を受診する場合は，まず，保険者へ保険適用で治療を受けてよいかを確認してください。保険適用の治療ができる場合には，受給者証も使用することができます。その際は必ず役場へ連絡してください。

■問い合わせ■
東海村役場 福祉部 保険課 医療保険担当
（役場行政棟１階２番 医療福祉の窓口）
TEL ０２９－２８２－１７１１